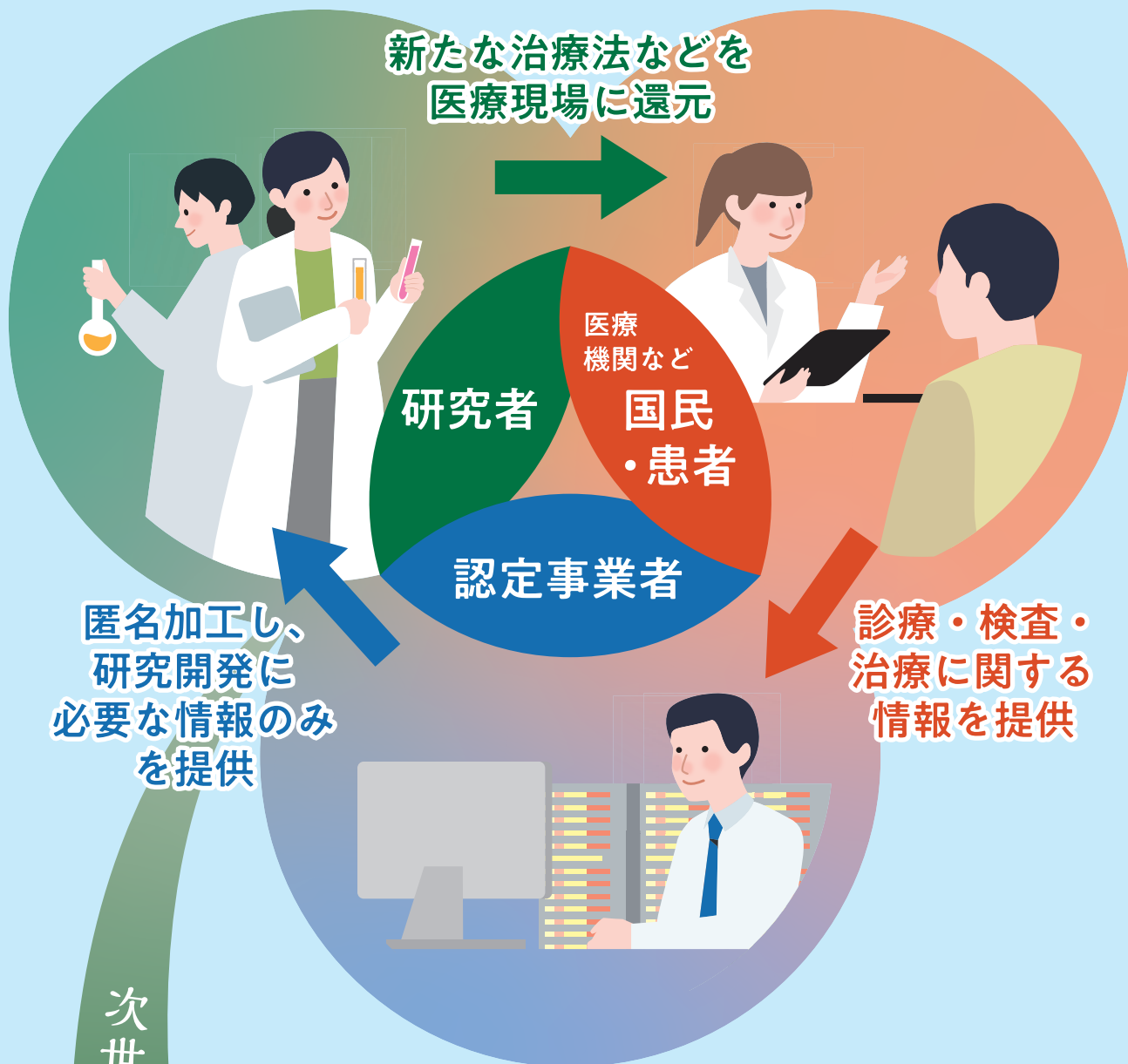




次世代医療基盤法

「次世代医療基盤法」は、 一人ひとりの医療情報を 未来につなげます。



次世代の医療の進歩につなげよう

「次世代医療基盤法」により、医療機関が持つ患者一人ひとりの医療情報を集約し、医療分野の研究・開発に活用できるようになりました。医療情報はセキュリティを保った安全な環境で管理され、特定の個人を識別できないよう匿名加工されてから利活用されることでプライバシーが守られます。多くの医療情報を集めてつなぐことができれば、病気の早期発見や、新薬の開発にも役立ち、私たち一人ひとりに最適な医療の実現が期待できます。

医療機関から通知を行い、患者様本人が拒否しない場合に医療情報は提供されます。
※提供にご協力いただける場合、特に対応は必要ありません。
※提供を望まない場合は、いつでも提供の停止を求めることができます。

「次世代医療基盤法」に基づく医療情報の提供は、内閣府・文部科学省・厚生労働省・経済産業省が認定した法人に対してのみ行います。

次世代医療基盤法へのご協力をお願いします

制度の概要や医療情報の提供に関するお問い合わせ先「次世代医療基盤法コールセンター」

電話番号 0570-050-211(ナビダイヤル)
03-6731-9590(一般電話)

受付時間 月曜～金曜 9:00～18:00
(土日祝日・年末年始は除く)

詳しくは、内閣府ホームページをご覧ください
<https://www8.cao.go.jp/iryuu/index.html>

